

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで

私は、自治会の役員の勧めで国民年金に任意加入して以降、自治会の納付組織を通じて保険料を納付してきたのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料が未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ6か月と短期間である上、A市の国民年金被保険者名簿に記載されている納付年月日から、申立人は申立期間の前後を含めすべて現年度納付していることが確認できる。

また、申立人は、国民年金に任意加入した昭和47年1月25日以降申立期間を除き、60歳までの国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月19日から同年9月1日まで

私は平成4年11月からA社で勤務しており、8年8月19日から年次有給休暇を取得し、同月31日に退職した。同社が発行した退職証明書によると退職月日は同日とされているのに、厚生年金保険の資格喪失日が同月19日となっているのは納得できないので正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が発行した退職証明書によると、退職日は平成8年8月31日とされている上、「同月19日から年次有給休暇を取得し、同月31日に退職した。」との申立人の主張とも符合しており、申立人は年次有給休暇を取得し同月31日まで同事業所に在籍していたものと推認できる。

また、同事業所保管の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から資格喪失日を平成8年8月19日として社会保険事務所（当時）に届け出ていることが確認できるが、当該事業所の事務担当者は、給与は毎月18日締め、25日支払い、保険料は当月控除であり、退職日が同月31日であれば同月給与から保険料を控除していたと思われる旨を証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成8年7月の社会保険事務

所の記録から 24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る被保険者資格喪失届の資格喪失日を平成 8 年 8 月 19 日で届け出ており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 8 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったもの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料の還付をした場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、22万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 8 月 31 日まで  
オンライン記録で自分の厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額の記録は、当時の給与支給額に比べて低いと思うので標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 3 年 10 月から 4 年 7 月までは 22 万円と記録されていたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった同年 8 月 31 日の約 4 か月後の同年 12 月 25 日付けで、3 年 10 月 1 日にさかのぼって 19 万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立期間当時の当該事業所における厚生年金保険のほとんどの被保険者について、申立人と同様に標準報酬月額が遡及<sup>そきゅう</sup>して引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成 3 年 10 月から 4 年 7 月までは 22 万円に訂正することが必要と認められる。

## 山梨国民年金 事案 289（事案 52 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 35 年 10 月から 55 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月から 55 年 10 月まで

私は、昭和 35 年 10 月ごろ、国民年金加入手続を行い、その際、第 1 回目の保険料を納付した。その後は、住所地の区（市）役所窓口へ現金を持参し、保険料を納付していた。また、母の生前は母が納付していたこともあり、自分の名前の読み違いなどにより、公的機関においても誤った読み方で領収書等が発行されたこともある。いずれにしても納付したことに間違いは無いので良く調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 昭和 35 年 10 月から 36 年 3 月までの期間は、制度上、保険料の納付ができない期間であり、かつ、申立人は、区（市）役所窓口で保険料納付の際、国民年金手帳の提示は一度もしたことがないとしており、主張には不合理な点がみられること、iii) 申立期間は 20 年余と長期間である上、申立期間以降の国民年金加入期間は保険料納付の記録が一切無く、厚生年金保険と国民年金の切替手続を行った形跡も無く、申立人の年金制度に対する意識の高さはうかがえないこと等から、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 3 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、「母が又は母に頼んで納付していたこともあり、自身の名前の読み違いなどにより、公的機関においても誤った読み方で領収書等が発行されたこともある。いずれにしても納付していたことに間違いは無い。」と申し立てているが、申立人の母親は既に亡くなって

おり、当時の事情を聴取することができない上、申立人が主張する複数の名前の読み方においても別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情は見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 山梨国民年金 事案 290 (事案 247 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 39 年 3 月まで  
勤務先を退職後、父親に勧められて自分で国民年金の加入手続を行い、毎月自治会集金により保険料を納付していたのに申立期間の納付記録が無いので申立てをしたが、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとの回答を得た。前回申立ての回答には納得がいかなないので再度調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)国民年金手帳記号番号の払出日から申立期間の保険料は過年度保険料となるため、自治会による集金では納付できないこと、ii)申立人について別の手帳記号番号が払い出された形跡は無いこと、iii)手帳に記載された国民年金被保険者資格取得日の記載をもって保険料納付を意味するものではないこと、iv)国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情が見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 11 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、前回の審議結果に納得できないと申し立てているが、申立人からは、新たな資料や情報が得られなかった上、新たにA市に対して行った照会においても、申立人が申立期間における国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情を得るには至らず、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月まで

私の父は、年金に大変関心があり「満 20 歳になって支払いをしておけば将来自分に返ってくる。」と口癖のように言っていたことを覚えている。

父が A 郵便局に勤務していた当時、私の国民年金保険料を B 役場 C 支所（当時）に納付していると聞かされており、保険料を納めていたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において国民年金に加入し、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって保険料を納付していたとするその父親は亡くなっており、当時の納付状況等が不明である。

また、申立人は、父親が申立人と姉の国民年金保険料を二人分一緒に郵便局で納付していたとしているが、国民年金に任意加入していた姉は、保険料を自分で納付していたと述べており、申立人の記憶は曖昧である。

さらに、申立人は、申立期間当時、大学生であったことから、当該期間は国民年金に任意加入することとなる期間である上、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された形跡は無く、申立人、その母及び姉には、申立人の国民年金手帳を見た記憶は無いなど、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 山梨厚生年金 事案 364 (事案 69 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から27年2月21日まで  
② 昭和27年10月1日から32年6月1日まで

先の申立てにおいて、私は脱退手当金を受給していないと主張したが申立ては認められなかった。

私が脱退手当金を受給したのであれば、脱退手当金の請求書や領収書を見せてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の被保険者記録喪失日の前後3年以内に資格喪失した者4名(申立人を含む)の記録を確認したところ4名全員が脱退手当金を受給していること、ii) 申立期間の脱退手当金は厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和32年7月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年11月19日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかし、申立人は前回の決定に納得できず、今回再申立てにおいて、脱退手当金を支給したのであれば、申立人が受領したという領収書及び脱退手当金の請求書を提示してほしいと主張した上で、A組合元参事の作成した証明書等を新たに提出し再度申し立てをしている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」(平成19年7月10日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容

が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、i) 申立人の被保険者記録喪失日の前後3年以内に資格喪失した者4名(申立人を含む)の記録を確認したところ4名全員が脱退手当金を受給していること、ii) 申立期間の脱退手当金は厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和32年7月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなことなど、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

また、申立人が提出した証明書の内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 1 日から 44 年 3 月 1 日まで  
年金記録を調べてもらったところ、A社に勤務していた当時の年金記録の一部が見当たらない。勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、A社に勤務していたことは推認できるものの、申立人の勤務期間は特定することができない。

また、当該事業所は既に廃業しており、同僚への聴取においても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び証言等を得ることができない。

さらに、元事業主の妻（当時の役員）は「当時は、臨時、見習い社員もおおり、正社員になるまで見習い期間があった可能性もある。」と供述している上、同僚への照会により回答があった10人のうち4人が「正社員になる前に見習い期間があったと思う。」とそれぞれ供述し、そのうちの1人は「資格取得日前の4か月の加入記録が無い。」と供述していることから、当該事業所においては、申立期間当時、従業員のすべてを入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 山梨厚生年金 事案 366

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 10 月ごろから 31 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 28 年 10 月ごろから 31 年 12 月ごろまで A 事業所に勤めていたが、1 か月しか厚生年金保険の加入期間が無い。給料から保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和 28 年 10 月ごろから 31 年 12 月ごろまで A 事業所に勤めていた。」と主張している。

しかし、申立人が記憶している A 事業所における同僚等 4 名及び当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同じ年に資格取得した 6 名から証言を得たが、そのうちの 9 名は申立人を記憶しておらず、唯一申立人を記憶していた同僚は申立人の勤務期間を記憶していない上、申立人自身も勤務期間の記憶が明確でないため、申立人の勤務期間について特定することができない。

また、当該事業所は既に解散し、当時の事業主も死亡しており、申立人の勤務の実態等を確認できる関連資料も無いことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか申立人の申立期間に係る保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 山梨厚生年金 事案 367

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月ごろから28年4月1日まで

私は、昭和27年3月に高校を卒業し、同年5月ごろからA社に住み込みで製版の仕事をしていた。しかし、同社での厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得がいかない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の供述内容から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が、申立人と同様に住み込みで製版の仕事をしたと主張する者については、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

また、当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、所在の確認できた3名に照会したが、全員が申立人を記憶しておらず、申立人の厚生年金保険の加入について確認できない。

さらに、上記被保険者名簿の番号に欠番は無い上、当時の事業主は既に死亡しており、厚生年金保険の適用及び申立人の給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月1日から同年7月1日まで

私は、昭和37年7月25日からA社B支店で販売員として勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が38年7月1日となっている。同社同支店は、同年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、同日被保険者資格を取得した同僚もいるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元社員の証言から、申立人が申立期間当時、A社B支店の委託販売員であったことは推認できる。

しかし、A社の人事担当者は、申立期間当時の委託販売員の厚生年金保険の加入について、「基本的に正社員のみでの加入であったが、特に成績の良い者は、3か月に1回の資格審査を何回か行った後、合格した者を社員扱いとして加入させていた。」と回答しており、申立期間当時、申立人と同じ事業所に勤務していた元同僚も同様の証言をしている。

これらのことから判断すると、当該事業所では正社員と委託販売員とで厚生年金保険の取扱いが異なっていたことがうかがえる。

また、当該事業所は昭和38年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同日に被保険者資格を取得した6人はいずれも正社員であり、同年7月1日に被保険者資格を取得した申立人を含む2人は委託販売員であったことから、申立人は、勤務成績が良かったため特別に被保険者資格を取得できたと考えられる。

さらに、このほか申立人の申立期間に係る保険料控除をうかがわせる周辺

事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 山梨厚生年金 事案 369 (事案 8 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月 1 日から 55 年 11 月 1 日まで  
② 昭和 56 年 10 月 1 日から 60 年 10 月 1 日まで  
③ 平成 2 年 5 月 31 日から 8 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間①については A 事業所、②については B 社、C 事業所、D 社、E 社及びその他の会社で、③については何社か多数の会社で勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、昭和 45 年 9 月 1 日から 55 年 11 月 7 日までの期間に係る申立てについては、申立人が勤務していたと主張する E 社は、申立期間においては適用事業所となっていないため、申立人は、申立期間において同事業所の厚生年金保険被保険者となることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 3 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

ところが、申立人は前回の申立期間とわずかに異なる今回の申立期間①において、A 事業所に勤務していたとして再申立てを行ったのであるが、厚生年金保険適用事業所に当該事業所は見当たらない上、類似名の「F 事業所」、「A 社」及びその他の類似名の事業所の被保険者名簿にも申立人の記録は見当たらず、申立人が当該事業所に勤務していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情を得るには至らず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②及び③について、申立人は、今回新たに、「申立期間②においてはB社、C事業所、D社、E社、その他多数の事業所に勤務し、申立期間③については、勤務先を何回も変わっているが、いずれの事業所においても厚生年金保険料を控除されていた。」と主張している。

しかし、申立人が申立期間②において、B社、D社、E社に勤務した事情は見当たらず、C事業所については事業所を特定することができず、複数の同名及び類似名の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが申立人の記録は見当たらない。

また、申立期間③について、申立人は「この期間は何社か勤めが変わっている。」と主張するのみであるため、申立人が勤務した事業所を特定することができず、勤務期間及び勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間②及び③において当該事業所に勤務していたことを確認できる関連資料は見当たらない上、申立人が申立期間②及び③について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。